

## 多摩地域の保健所再編整備案に反対する決議

保健所は、地域における保健衛生行政の中心的機関として、多摩地域住民の健康の保持及び増進を図るため、多様な保健衛生活動を行っている。

しかしながら、東京都は、住民に対する保健、医療、福祉のサービスは住民に身近な市町村が行うべきであるとの考えから、平成 12 年 8 月に『衛生局改革アクションプラン（第二次）』を発表した。この中で多摩地域の都立保健所を、二次保健医療圏に 1 カ所の「新基幹型保健所（仮称）」に再編整備し、都は地域保健医療の推進、市町村支援及び健康危機管理等の役割を担うこととした。さらに平成 13 年 10 月に『21 世紀の東京都保健所～多摩地域の保健サービスの再構築に向けて～』を発表し、現行の都立 12 保健所を平成 15 年度には 5 保健所に再編整備し、これに人口 30 万人以上の八王子市と町田市にそれぞれ 1 カ所の市立保健所の設置を推進している。

しかし、多摩地域の保健医療の実態を見ると、保健業務が少しずつ市町村に移管されつつあるものの、保健医療の専門性や都が保有する医療知見の蓄積を有効活用するなどの面から、依然として都立保健所が市民にとっては重要な保健行政機関であることに変わりはない。

さらには、現在、特別区の区域には 24 保健所が存在することと照らし合わせても、都の再編案による 7 保健所は、人口規模から見て適正配置とは思われない。また、地域保健法は、保健所の所管区域の設定にあたり、保健医療と社会福祉のそれぞれの施策について有機的な連携が図れるように定めることとしているが、比較的面積の広い多摩地域において、この配置数では連携確保に支障をきたすのではないかと懸念される。

したがって、これらの諸事情を十分検証し、かつ市町村の意見を十分聴取のうえ、この種の再編案を策定すべきものとする。

よって、本市議会は、今回の東京都の多摩地域の保健所再編整備案に断固反対し、撤回を強く求めるものである。

上記、決議する。

平成 14 年 3 月 28 日

三 鷹 市 議 会